

[資 料]

中華人民共和國民法典人格権編の試訳

—従来の関連規定から見た改正点・対照資料として—

長 友 昭

I はじめに

中国における人格権の分野については、従来、各種・各レベルの法規範における関連規定があった。これらの規定との比較の視点から、2020年に採択されて2021年1月より施行される中華人民共和國民法典（以下「民法典」とも称する）の人格権編においてどのような変化があったのかを条文上の文言の変化について検討する。

新華社によれば、2020年5月28日15時08分に、十三期全国人民代表大会三次会議において、「中華人民共和國民法典」が採択された。これをもって、中国「民法典時代」の正式な到来が宣言されたと報じられている⁽¹⁾。本稿が扱う分野については、日本法ないし日本民法においては、明文の規定がない分野であり、講学上は「人格権」の領域と理解されているものである。この点、中国民法典においては明文の規定を置くことになった。そして、形式面では、当初は総則編の中にまとめて規定するのか、「人格権編」として1つの編を設けるのかで争いのあったところ、独立した1つの編としてまとめることとなった⁽²⁾。内容的にも、中国では、憲法において「人権」という用語は規定しているものの、その規定によって、自然法的な意味での人権の実質的な保障がなされるか、見解が分かれており、これとの関連で「人格権」の運用が注目されている⁽³⁾。一例として、氏名権[姓名権]やそこから派生する命名権については、一般の人々の生活においても身近な問題であるため関心が高く⁽⁴⁾、実際に生じた命名問題の裁判例や立法解釈、司法解釈、指導性案例での議論の成果も民法典の中に取り入れられている⁽⁵⁾。今回の中国民法典の制定は、人格権編以外の6つの編については、従来の現行法としての単行法をとりまとめるものであ

(1) 新華社 HP 「中国民法典誕生！」 [http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247ca1d376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml] (2021年1月10日閲覧)。

(2) 王晨訳「中華人民共和國民法典各分編（草案）第三編 人格権」法学雑誌65巻1・2号83頁。なお、本稿の条文翻訳においては、同研究における草案段階の条文翻訳も参考にした。

(3) 日本語文献として、但見亮『中国夢の法治—その来し方行く末』成文堂、2019年、石塚迅『現代中国と立憲主義』東方書店、2019年、射手矢好雄「中国の民法典の特色」国際商事法務48巻7号、2020年、978-979頁。

(4) 中国の中央广播电视总台央视新闻では「民法典你我他」という民法典の紹介番組があり、2020年6月11日に公開された「なぜ子を「王者荣耀」と呼ぶことはできるが「北雁云依」と呼ぶことはできないのか？ [为啥孩子可以叫“王者荣耀”不能叫“北雁云依”？]と題する回では、司会者ともに、中国政法大学副教授・弁護士の朱巍が、有名スマホゲームの題名である「王者荣耀」と子に命名することは可能であるが、実際の裁判例や司法解釈等として取り上げられた「北雁雲依」と子に命名することはできないという解説を民法典1017条、1015条の紹介として一般視聴者向けに行っている [http://news.cnr.cn/native/gd/20200611/t20200611_525124228.shtml] (2021年1月10日閲覧)。

り新しい部分は少ないという見方もある中で、人格権編は、基礎となる単行法がなかったことから、実質的な法制定・法改正の意味合いが強い分野の1つといえる。

本稿は、中国民法典の人格権編と従来の関連規定⁽⁶⁾を対照して訳出し、その改正点を明らかにすることによって、中国民法典の制定によって人格権の分野に変化があった部分を明らかにする資料である⁽⁷⁾。

Ⅱ 中華人民共和国民法典（人格権編）（2020年制定，2021年1月1日施行）および従来の人格権関連規定の試訳

凡例

- ・ 翻訳においては、原文と訳文における条文上の前段・後段等の構造上の対応関係の維持を重視して、「;」は「。」で区切らず、「,」で訳出した。
- ・ 民法典における従来の人格権に関する関連規定からの変更点等を明らかにするため、①新しい規範や文言が増加した部分については民法典にゴシック体で示した。②削除された部分については関連規定に取り消し線で示した。③法改正等にもなう表現の変更については民法典・関連規定の対応部分に下線で示した。④他の法律、法規、司法解釈等を取り込んだ部分についてはイタリック体で当該条文を提示して示した。なお、これら①から④の区分については相対的なものであるが、主に杜月秋＝孫政編『民法典条文対照與重点解説』法律出版社，2020年，中国法制出版社編『中華人民共和国民法典 含新旧與關聯対照』中国法制出版社，2020年を参照した。
- ・ 翻訳中の [] 内の語は原文，() 内の語は訳者注を示すものである。

中華人民共和国民法典 第4編 人格権編	関連規定
(2020年5月28日第13期全国人民代表大会第3次会议にて採択) 目次 第1章 一般規定 第2章 生命権、身体権および健康権 第3章 氏名権〔姓名権〕および名称権 第4章 肖像権 第5章 名誉権および榮譽権	

- (5) 詳細は長友昭「氏名権、親の命名権をめぐる比較法的考察——日本の実務と中国の指導案例89号「北雁雲依」事件、中国民法典の人格権規定から」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 23巻2号を参照。
- (6) 関連規定の中で「最高人民法院民事権利侵害における精神損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈」〔關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋〕(2010年3月8日公布，同年3月10日施行)については、宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈」法政論集 237号，2010年の分析および条文翻訳を参考にした。
- (7) なお、中国民法典の他の部分の翻訳として、物権編（第2編 物権）については長友昭「中華人民共和国民法典における物権編の紹介と試訳——2007年物権法との比較の視点から」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 23巻1号，2020年を，権利侵害責任編（第7編 権利侵害責任）については同「中華人民共和国民法典権利侵害責任編の試訳——2009年中華人民共和國權利侵害責任法からの改正点・対照資料として」拓殖大学論集 政治行政研究 12号，2021年をそれぞれ参照されたい。

<p>第6章 プライバシー権および個人情報保護</p> <p>第1章 一般規定</p> <p>第989条 本編は、人格権の享有および保護によって生じる民事関係を規律する。</p> <p>第990条 人格権は、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権〔姓名権〕、名称権、肖像権、名誉権、榮譽権、プライバシー権〔隱私權〕等の権利である。</p> <p>②前項で規定する人格権のほか、自然人は、人身の自由、人格の尊厳に基づいて生じるその他の人格的権利と利益を享有する。</p> <p>第991条 民事主体の人格権は、法律の保護を受け、いかなる組織または個人であっても侵害できない。</p> <p>第992条 人格権は、放棄、譲渡または相続できない。</p> <p>第993条 民事主体は、自己の氏名、名称、肖像等を他人が使用することを許可することができるが、ただし法律の規定にてらして、またはその性質にもとづいて許可してはならないものはこの限りでない。</p> <p>第994条 死者の氏名、肖像、名誉、榮譽、プライバシー、遺体等が侵害された場合、その配偶者、子、父母は、法により行為者が民事責任を負うよう請求する権利を有するものとし、死者に配偶者、子が無く、なおかつ父母がすでに死亡しているときは、その他の近親者が、法により行為者が民事責任を負うよう請求する権利を有するものとする。</p> <p>第995条 人格権が侵害された場合、被害者は、本法およびその他の法律の規定にてらして行為者が民事責</p>	<p>←新設（以下、特記なく太字の部分は新設条項）</p> <p>←【民法総則109条、110条参照】 第109条 自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律の保護を受ける。</p> <p>第110条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、榮譽権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を有する。</p> <p>②法人、非法人組織は、名称権、名誉権、榮譽権等の権利を有する。</p> <p>←【最高人民法院民事権利侵害における精神損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈3条、7条参照】 第3条 自然人が死亡した後、その近親族が下に列挙する権利侵害行為により精神的苦痛を受け、人民法院に精神損害の賠償を求めて訴えを提起する場合、人民法院は法により受理しなければならない。</p> <p>(一) 侮辱、誹謗、毀損、曲解または社会公共利益、社会道徳に反するその他の方法で、死者の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害する</p> <p>(二) 死者のプライバシーを違法に暴露、利用し、または社会公共利益、社会道徳に反するその他の方法で、死者のプライバシーを侵害する</p> <p>(三) 遺体、遺骨を違法に利用、毀損し、または社会公共利益、社会道徳に反するその他の方法で、遺体、遺骨を侵害する</p> <p>第7条 自然人が、権利侵害行為により死に至り、または自然人が死亡した後、その人格または遺体が侵害され、死者の配偶者、父母および子が人民法院に精神損害の賠償を求めて訴えを提起する場合、その配偶者、父母および子が原告となるが、配偶者、父母および子がいないときは、その他の近親族が訴えを提起することができ、その他の近親族を原告とする。</p> <p>←【民法通則120条、民法総則196条参照】 民法通則第120条 公民の氏名権、肖像権、名誉権、</p>
--	---

<p>任を負うよう請求する権利を有する。被害者の侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、影響の除去、名誉の回復、謝罪の請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。</p> <p>第996条 当事者の一方の違約行為により、相手方の人格権に損害を与え、なおかつ嚴重な精神的損害が生じ、損害を受けた側が違約責任を負うよう請求することを選択した場合であっても、損害を受けた側が精神的損害賠償を請求することには影響しない。</p> <p>第997条 民事主体が人格権を侵害する違法行為を実施しているまたはまもなく実施すると証拠により証明し、すみやかに制止しなければその合法的な権利と利益が補填困難な損害を受ける場合は、法により行為者に関連行為の停止を命じる措置を採るよう人民法院に申請する権利を有する。</p> <p>第998条 行為者が生命権、身体権および健康権を除いた人格権を侵害する民事責任を負うと認定された場合は、行為者および被害者の職業、影響の範囲、過失の程度〔過錯程度〕、ならびに行為の目的、方式、結果等の要素を考慮しなければならない。</p> <p>第999条 公共利益のために新聞報道、世論監督等の行為を実施した場合、民事主体の氏名〔姓名〕、名称、肖像、個人情報等を合理的に使用できるものとするが、不合理に使用して民事主体の人格権を侵害したときは、法により民事責任を負わなければならない。</p> <p>第1000条 行為者が、人格権の侵害により影響の消滅、名誉の回復、謝罪〔賠礼道歉〕等の民事責任を負う場合、行為の具体的方式および生じた影響の範囲と相当するものでなければならない。</p> <p>②行為者が前項で規定する民事責任を負うことを拒絶する場合、人民法院は、新聞、インターネット等の媒体上で公告を発するまたは効力を生じた裁判文書を公表する等の方式を採用して、執行することができるものとし、生じた費用は行為者が負担する。</p> <p>第1001条 自然人の婚姻家庭関係等によって生じた身分権の保護については、本法第1編、第5編および</p>	<p>栄誉権が侵害された場合、侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪を請求する権利があり、なおかつ損害の賠償を請求することができる。</p> <p>②法人の名称権、名誉権、栄誉権が侵害された場合、前項の規定を適用する。</p> <p>民法総則第196条 下に列挙する請求権には訴訟時効の規定を適用しない。</p> <p>(一) 侵害の停止、妨害の排除、危険の除去を請求する</p> <p>(二) 不動産物権および登記した動産物権の権利者が財産の返還を請求する</p> <p>(三) 撫養費、贍養費または扶養費を請求する</p> <p>(四) 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権。</p> <p>←最高人民法院情報ネットを利用した人身上の権利と利益の侵害を審理する民事紛争案件の法律適用の若干の問題の規定第16条 人民法院が判決して権利侵害者が謝罪〔賠礼道歉〕、影響の消滅または名誉の回復等の責任方式で負う場合、権利侵害の具体的方式および生じさせた影響の範囲と相当するものでなければならない。権利侵害者が履行を拒絶する場合、人民法院は、インターネット上で公告を発するまたは裁判文書を公表する等の合理的な方式を採用して、執行することができるものとし、生じた費用は権利侵害者が負担する。</p>
--	---

<p>その他の法律の関連規定を適用するが、規定がない場合は、その性質に基づき本編の人格権の保護の関連規定を参照して適用することができる。</p> <p>第2章 生命権、身体権および健康権</p> <p>第1002条 <u>自然人は、生命権を有する。自然人の生命の安全と生命の尊厳は法律の保護を受ける。いかなる組織または個人も他人の生命権を侵害してはならない。</u></p> <p>第1003条 <u>自然人は、身体権を有する。自然人の身体の完全〔完整〕と行動の自由は法律の保護を受ける。いかなる組織または個人も他人の身体権を侵害してはならない。</u></p> <p>第1004条 <u>自然人は、健康権を有する。自然人の心身の健康は法律の保護を受ける。いかなる組織または個人も他人の健康権を侵害してはならない。</u></p> <p>第1005条 <u>自然人の生命権、身体権、健康権が侵害を受けた、またはその他の危難の状況に置かれた場合、法定の救助義務を負う組織または個人はすみやかに救わなければならない。</u></p> <p>第1006条 <u>完全民事行為能力者は、法により自己の人体細胞、人体組織、人体器官、遺体を無償で提供〔無償捐献〕することを自主的に決定する権利を有する。いかなる組織または個人もその提供を強迫、詐欺、利益提供して誘導〔利誘〕してはならない。</u></p> <p>②<u>完全民事行為能力者が前項の規定により提供に同意する場合は、書面形式を採用しなければならず、遺言をすることもできる。</u></p> <p>③<u>自然人が生前に提供に不同意の表示をしていない場合、当該自然人の死亡後に、その配偶者、成年の子、父母は、提供を共同で決定することができるものとし、提供の決定は書面形式を採用しなければならない。</u></p> <p>第1007条 <u>いかなる形式であっても、人体細胞、人体組織、人体器官、遺体の売買を禁止する。</u></p> <p>②<u>前項の規定に違反した売買行為は無効である。</u></p> <p>第1008条 <u>新薬、医療器械の研究・製造または新しい予防と治療の方法を発展させるために、臨床試験を行う必要がある場合は、法により関連主管部門の認可と倫理委員会の審査の同意を経なければならず、被験</u></p>	<p>←民法通則 98条 <u>公民は、生命健康権を有する。</u></p> <p>←【民法総則 110条第1項参照】 第110条 <u>自然人は、生命権、健康権、身体権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を有する。</u></p> <p>←民法通則 98条 <u>公民は、生命健康権を有する。</u> ←【民法総則 110条第1項参照】 第110条 <u>自然人は、生命権、健康権、身体権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を有する。</u></p> <p>←人体器官移植条例第7条 <u>人体器官の提供は自由意思〔自愿〕、無償の原則が守られなければならない。</u></p> <p>②<u>公民はその人体器官を提供するまたは提供しない権利を有し、いかなる組織または個人も人体器官の提供を強迫、詐欺または他人に利益提供して誘導〔利誘〕してはならない。</u></p> <p>同第8条 <u>人体器官を提供する公民は、完全民事行為能力を有していなければならない。公民がその人体器官を提供するには、書面形式の提供意思がなければならない。すでに表示されたその人体器官を提供する意思について、取り消すことができる権利がある。</u></p> <p>②<u>公民が生前にその人体器官の提供の不同意を表示していた場合、いかなる組織または個人も当該公民の人体器官を提供、摘出してはならず、公民が生前にその人体器官の提供の不同意を表示していないときは、当該公民の死亡後に、その配偶者、成年の子、父母が書面形式で当該公民の人体器官の提供の同意の意思を共同で表示することができる。</u></p> <p>←人体器官移植条例第3条 <u>いかなる組織または個人も、あらゆる形式で人体器官を売買してはならず、人体器官の売買に関する活動に従事してはならない。</u></p> <p>←【薬品管理法实施条例第30条参照】 <u>新薬を研究開発で、臨床試験を行う必要がある場合、「薬品管理法」第29条の規定により、国务院薬品監督管理部門の認可を受けなければならない。</u></p>
--	---

<p>者または被験者の監護人に試験目的、用途および発生可能性のあるリスク等の詳細な状況を告知し、なおかつ書面の同意を経なければならない。</p> <p>②臨床試験を行う場合は、被験者から試験費用を徴収してはならない。</p> <p>第1009条 人体の遺伝子、人体の胚等に関する医学と科学研究活動に従事する場合、法律、行政法規および国家の関連規定を遵守しなければならない、人体の健康を害してはならず、倫理・道徳に反してはならず、公共の利益を害してはならない。</p> <p>第1010条 他人の意向に反し、言語、文字、図像、身体行為〔肢体行為〕等の方式によって他人にセクシャルハラスメント〔性騷擾〕を行った場合、被害者は、法により行為者に民事責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>②機関、企業、学校等の単位〔単位〕は、合理的な予防、訴えの受理、調査処置等の措置を採用しなければならず、職権、従属関係等を利用してセクシャルハラスメントを行うことを防止および制止しなければならない。</p> <p>第1011条 不法拘禁等の方式によって、他人の行動の自由をはく奪、制限し、または他人の身体を不法捜査する場合、被害者は法により行為者に民事責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>第3章 氏名権〔姓名権〕および名称権</p> <p>第1012条 自然人は、氏名権〔姓名権〕を有し、法により自己の氏名を決定、使用、変更または他人が使用することを許可する権利を有するが、ただし公序良俗に反してはならない。</p> <p>第1013条 法人、非法人組織は、名称権を有し、法により自己の名称を決定、使用、変更、譲渡または他人が使用することを許可する権利を有する。</p> <p>第1014条 いかなる組織または個人も、干渉、盗用、模倣〔假冒〕等の方式で他人の氏名権または名称権を侵害してはならない。</p> <p>第1015条 自然人は、父の氏〔姓〕または母の氏に従わなければならないが、ただし下に列挙する事由の一つがある場合は、父の氏と母の氏のほかから氏を選ぶことができる。</p>	<p>②薬物臨床試験を申請して国务院薬品監督管理部門の認可を得た後、申請者は法により認定された薬物臨床試験資格の有る機構の中から薬物臨床試験を担う機構を選択し、なおかつその臨床試験機構を国务院薬品監督管理部門および国务院衛生行政部門に届け出なければならない。</p> <p>③薬物臨床試験機構が薬物臨床実験を行う場合、事前に被験者またはその監護者に真実の状況を告知し、なおかつ書面による同意を得なければならない。</p> <p>←民法通則99条① 公民は氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用および規定に照らして改変する権利を有し、他人の干渉、盗用、冒用を禁止する。</p> <p>←民法通則99条② 法人、個人工商業者〔个体工商户〕、個人組合〔合個人合伙〕は、名称権を有する。企業法人、個人工商業者、個人組合は自己の名称を使用、法により譲渡する権利を有する。</p> <p>←最高人民法院「中華人民共和國民法通則」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（試行）第141条 他人の氏名、名称を盗用、模倣〔假冒〕して損害が生じた場合、氏名権、名称権を侵害する行為と認定しなければならない。</p> <p>←全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和國民法通則」第99条第1号、「中華人民共和國婚姻法」第22条に関する解釈 公民は法により氏名権を有する。公民が氏名権を行使する場合、社会道徳を尊重しなければならない、社会公共の利益を害してはならない。</p>
---	--

<p>(一) 他の直系尊属の血縁の氏を選ぶ</p> <p>(二) 法定の扶養者以外の人が扶養していることにより扶養者の氏を選ぶ</p> <p>(三) 公序良俗に背かないその他の正当な理由がある。</p> <p>②少数民族の自然人の氏は、その民族の文化的伝統および風俗習慣を尊重することができる。</p> <p>第 1016 条 自然人が氏名を決定、変更する、または法人、非法人組織が名称を決定、変更、譲渡する場合は、法により関連機関で登記手続きを行わなければならないが、法律に別段の規定があるときはこの限りでない。</p> <p>②民事主体が氏名、名称を変更する場合、変更前に行った民事法律行為は、その者に対して法的拘束力を有する。</p> <p>第 1017 条 一定の社会的知名度があり、他人に使用されると公衆の混乱を引き起こすに足りる筆名、芸名、ハンドルネーム、外国語を翻訳した名前 [訳名]、屋号 [字号]、氏名および名称の略称等は、氏名権および名称権の保護の関連規定を参照して適用する。</p> <p>第 4 章 肖像権</p> <p>第 1018 条 自然人は、肖像権を有し、法により自己の肖像を制作、使用、公開または他人に使用を許可する権利を有する。</p> <p>②肖像とは、映像、彫刻、絵画等の方式を通して一定の媒体上に反映された、特定の自然人が識別されることができる外部的形象である。</p> <p>第 1019 条 いかなる組織または個人も歪曲、汚損、または情報技術の手段を利用した偽造等の方法で他人の肖像権を侵害してはならない。肖像権者の同意を得ずに、肖像権者の肖像を制作、使用、公開してはならないが、ただし、法律に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>②肖像権者の同意を得ずに、肖像作品権者が発表、複製、発行、賃貸、展覧等の方法で肖像権者の肖像を使用または公開してはならない。</p> <p>第 1020 条 下に列挙する行為を合理的に実施する場合、肖像権者の同意を得なくてもよい。</p> <p>(一) 個人の学習、芸術鑑賞、教室での教育または科学研究のために、必要な範囲内で肖像権者がすでに公開した肖像を使用する</p>	<p>②公民は原則的に、父の氏または母の氏に従わなければならない。下に列挙する事由の一がある場合は、父の氏または母の氏のほかから氏を選ぶことができる。</p> <p>(一) 他の直系尊属の血縁の氏を選ぶ</p> <p>(二) 法定の扶養者以外の人が扶養していることにより扶養者の氏を選ぶ</p> <p>(三) 公序良俗に反しないその他の正当な理由がある。</p> <p>③少数民族の公民の氏は、その民族の文化的伝統および風俗習慣に従うことができる。</p> <p>←民法通則第 100 条 公民は肖像権を有し、本人の同意を得ずに、営利を目的として公民の肖像を使用してはならない。</p> <p>←【最高人民法院「中華人民共和國民法通則」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（試行）第 139 条参照】 営利を目的として、公民の同意を得ずにその肖像を利用して広告、商標、ショーウィンドウの装飾等を行った場合、公民の肖像権を侵害する行為と認定しなければならない。</p>
--	---

<p>(二) ニュース報道を実施するために、肖像権者の肖像の制作、使用、公開が不可避である</p> <p>(三) 法により職責を履行するために、国家機関が必要な範囲内で肖像権者の肖像を制作、使用、公開する</p> <p>(四) 特定の公共の環境を展示するために、肖像権者の肖像の制作、使用、公開が不可避である</p> <p>(五) 公共の利益または肖像権者の合法的な権利と利益を保護するために、肖像権者の肖像を制作、使用、公開するその他の行為。</p> <p>第 1021 条 当事者は、肖像使用許諾契約において、肖像使用に関する条項に争いがある場合、肖像権者に有利に解釈しなければならない。</p> <p>第 1022 条 当事者は、肖像使用許諾の期限について、約定がない、または約定が不明確な場合、いずれの当事者の一方であっても、肖像使用許諾契約を随時に解除することができるが、ただし、合理的な期限の前に相手方に通知しなければならない。</p> <p>②当事者は、肖像使用許諾の期限について、明確な約定があるが、肖像権者に正当な理由がある場合、肖像使用許諾契約を解除することができるが、ただし、合理的な期限の前に相手方に通知しなければならない。契約の解除により相手方に損害を与えたときは、肖像権者に帰責すべきではない事由があるときを除き、損害を賠償しなければならない。</p> <p>第 1023 条 氏名等の使用許諾については、肖像の使用許諾の関連規定を参照して適用する。</p> <p>②自然人の声の保護については、肖像権の保護の関連規定を参照して適用する。</p> <p>第五章 名誉権および荣誉権</p> <p>第 1024 条 <u>民事主体は名誉権を有する。いかなる組織または個人も侮辱または誹謗等の方法で他人の名誉権を侵害してはならない。</u></p> <p>②名誉権とは民事主体の品性、名声、才能、信用等についての社会的評価である。</p> <p>第 1025 条 行為者が、公共の利益のためにニュース報道、世論監督等の行為を実施したことで、他人の名誉に影響を与えた場合は、民事責任を負わないが、ただし、下に列挙する事由の一つがあるときは除く。</p> <p>(一) 事実の捏造、歪曲</p> <p>(二) 他人の提供した深刻な〔嚴重〕虚偽の事実の内容に、合理的な事実確認義務を尽くさない</p> <p>(三) 侮辱的な言説等を使用して他人の名誉を毀損する。</p>	<p>←民法通則 101 条 <u>公民、法人は名誉権を有し、公民の人格的尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗等の方法を用いて公民、法人の名誉を害することを禁止する。</u></p> <p>←【最高人民法院「中華人民共和國民法通則」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（試行）第 140 条参照】書面、口頭等の方法で、他人のプライバシーを吹聴し、または事実を捏造して他人の人格を公然と歪曲し、侮辱、誹謗等の方法を用いて他人の名誉に損害を与え、一定の影響を引き起こした場合、公民の名誉権を侵害する行為と認定しなければならない。</p> <p>②書面、口頭等の方法で法人の名誉を中傷、誹謗して、法人に損害を与えた場合、法人の名誉権を侵害する行為と認定しなければならない。</p>
--	--

<p>第 1026 条 行為者が前条第 2 号の規定する合理的な事実確認義務を尽くしたか否かを認定するについては、下に列挙する要素を考慮しなければならない。</p> <p>(一) 内容の情報源の信頼度</p> <p>(二) 明らかに論争を引き起こす可能性がある内容について、必要な調査を行ったか否か</p> <p>(三) 内容の時限性 [時限性]</p> <p>(四) 内容と公序良俗の関連性</p> <p>(五) 被害者の名誉が毀損を受ける可能性</p> <p>(六) 事実確認能力および事実確認コスト。</p> <p>第 1027 条 行為者が発表した文学、芸術の作品が、実在の人、実在の事実 [真人真事] または特定の人を描写の対象としており、侮辱、誹謗の内容を含み、他人の名誉権を侵害した場合、被害者は法により当該行為者に民事責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>②行為者が発表した文学、芸術の作品が、特定の人を描写の対象としておらず、その中の事情が当該特定の人との状況と似ているのみである場合は、民事責任を負わない。</p> <p>第 1028 条 民事主体は、新聞、ネット等のメディア報道の内容が虚偽の事実であることを証明する証拠があり、名誉権を侵害するものである場合は、当該メディアがすみやかに訂正または削除等の必要な措置を採るよう請求する権利を有する。</p> <p>第 1029 条 民事主体は、法により自己の信用評価を問い合わせることができ、信用評価が不当であることを発見した場合は、異議を提出し、なおかつ訂正、削除等の必要な措置を採るよう請求する権利を有する。信用評価者は、すみやかに事実確認をしなければならず、事実確認を経て事実とされたときは、すみやかに必要な措置を採らなければならない。</p>	<p>←【信用評価 [征信] 業管理条例第 17 条、25 条参照】</p> <p>第 17 条 情報主体は、信用評価機構に自身の情報を問い合わせることができる。個人情報主体は、毎年 2 回、無料で本人の信用報告を得る権利を有する。</p> <p>第 25 条 情報主体は、信用評価機構が収集、保存、提供する情報に間違い、遺漏があると認識する場合、信用評価機構または情報提供者に異議を提出し、訂正を求める権利を有する。</p> <p>②信用評価機構または情報提供者は異議を受領した場合、国务院の信用評価業監督管理部門の規定に照らして、関連する情報について異議がある旨の注記を行い、異議受領の日から 20 日以内に確認調査および処理を行い、なおかつ結果を書面で異議提出者に回答しなければならない。</p> <p>③確認調査を経て、関連情報に間違い、遺漏が確かにあると確認された場合、情報提供者、信用評価機構は、訂正を行わなければならない。間違い、遺漏がないと確認されたときは、異議の注記を取り消さなければならない。確認調査を経てもなお確認できないときは、確認調査の状況および異議の内容について記載しなければならない。</p>
---	---

<p>第1030条 民事主体と信用評価機構〔征信機構〕等の信用情報処理者の間の関係については、本編の個人情報保護の関連規定およびその他の法律、行政法規の関連規定を適用する。</p> <p>第1031条 民事主体は<u>荣誉権を有する。いかなる組織また個人も他人の荣誉称号を違法に剥奪してはならず、他人の荣誉を中傷、毀損〔誣毀、貶損〕してはならない。</u></p> <p>②獲得した荣誉称号が記載されるべきであるにもかかわらず記載されない場合、民事主体は記載を請求することができるものとし、獲得した荣誉称号の記載が誤っているときは、民事主体は訂正を請求することができる。</p> <p>第6章 プライバシー権および個人情報保護</p> <p>第1032条 自然人はプライバシー権を有する。いかなる組織または個人も、偵察、侵入、漏洩、公開等の方法で他人のプライバシー権を侵害してはならない。</p> <p>②プライバシーとは自然人の私人の生活の安寧および他人に知られたくない私的秘密の空間、私的秘密の活動、私的秘密の情報である。</p> <p>第1033条 法律に別段の規定がある場合または権利者が明確に同意している場合を除き、いかなる組織また個人も下に列挙する行為を行ってはならない。</p> <p>(一) 電話、ショートメッセージ、インスタントメッセージャー、電子メール、チャット等の方法で他人の私人生活の安寧に侵入する</p> <p>(二) 他人の住宅、ホテルの部屋等の私的秘密の空間への進入、撮影、覗き</p> <p>(三) 他人の私的秘密の活動の撮影、覗き、盗聴、公開</p> <p>(四) 他人の身体の私的秘密の部位の撮影、覗き</p> <p>(五) 他人の私的秘密の情報の取扱い</p> <p>(六) その他の方法での他人のプライバシー権の侵害。</p> <p>第1034条 自然人の個人情報は法律の保護を受ける。</p> <p>②個人情報とは、電子またはその他の方法で記録され、単独でまたはその他の情報と結合して特定の自然人を識別することができる各種の情報であり、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生体識別情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、行動履歴情報等を含む。</p> <p>③個人情報中の私的秘密の情報については、プライバ</p>	<p>ならない。</p> <p>←民法通則第102条 <u>公民、法人は荣誉権を有し、公民、法人の荣誉称号を違法に剥奪することを禁止する。</u></p> <p>←民法総則第110条① 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を有する。</p> <p>←民法総則第111条① 自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。……</p> <p>←インターネット安全法第76条(五)</p> <p>第76条 本法で下に列挙する用語の意味は以下のとおりである。</p> <p>【中略】</p> <p>-(五)-個人情報とは、電子またはその他の方法で記録され、単独でまたはその他の情報と結合して自然人個人の身分を識別することができる各種の情報を指すものであり、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、</p>
--	---

<p>シー権に関する規定を適用するが、規定がない場合は、個人情報保護に関する規定を適用する。</p> <p>第 1035 条 個人情報を取り扱う場合、合法、正当、必要の原則を遵守しなければならない、行き過ぎた取扱いをしてはならず、なおかつ下に列挙する要件に適合するものとする。</p> <p>(一) 当該自然人またはその監護者の同意を得るものとするが、ただし、法律、行政法規に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>(二) 情報取扱いの規則を公開する</p> <p>(三) 情報取扱いの目的、方法および範囲を明示する</p> <p>(四) 法律、行政法規の規定および当事者双方の約定に違反しない</p> <p>②個人情報の取扱いは、個人情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開等を含む。</p> <p>第 1036 条 個人情報の取扱いについて、下に列挙する事由の一がある場合、行為者は民事責任を負わない。</p> <p>(一) 当該自然人または監護者の同意する範囲内で合理的に実施する行為</p> <p>(二) 自然人が自ら公開した、またはその他すでに合法に公開された情報の合理的な取扱い、ただし、当該自然人が明確に拒絶する場合または当該情報の取扱いで重大な利益が侵害される場合はこの限りでない</p> <p>(三) 公共の利益または当該自然人の合法の権利と利益を保護するために、合理的に実施されるその他の行為。</p> <p>第 1037 条 自然人は、法により情報取扱い者からその個人情報を閲覧または複製することができ、情報に間違いがあることを発見した場合は、異議を提出し、なおかつすみやかに訂正等の必要な措置を採るよう請求する権利がある。</p> <p>②自然人は、情報取扱い者が法律、行政法規の規定または当事者双方の約定に反してその個人情報を取り扱っていることを発見した場合、情報取扱い者がすみやかに削除するよう請求する権利がある。</p> <p>第 1038 条 情報取扱い者は、その収集、保存する個人情報を漏洩または改ざんしてはならず、自然人の同意を得ずに、その個人情報を他人に不法に提供してはならないが、ただし加工を経て特定の個人が識別できず、なおかつ復元できない場合はこの限りでない。</p>	<p>個人の生体識別情報、住所、電話番号等を含むが、ただし、これに限定されない。</p> <p>←【民法総則第 111 条、インターネット安全法 41 条参照】</p> <p>民法総則第 111 条 自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。いかなる組織および個人も他人の個人情報を取得する必要がある場合は、法により取得し、なおかつ情報の安全を確保しなければならない、違法に他人の個人情報を収集、利用、加工、伝達してはならず、違法に他人の個人情報を売買、提供または公開してはならない。</p> <p>ネットワーク安全法第 41 条 ネットワークプロバイダは、個人情報を収集、使用するにあたり、合法、正当、必要の原則を遵守し、収集、使用の規則を公開し、情報を収集、使用する目的、方法および範囲を明示し、なおかつ提供者の同意を得なければならない。</p> <p>②ネットワークプロバイダは、その提供するサービスと関係のない個人情報を収集してはならず、法律および行政法規の規定および当事者双方の約定に反して個人情報を収集、使用してはならず、なおかつ法律、行政法規の規定および利用者[用戶]との約定に照らして、その保存する個人情報を取り扱わなければならない。</p> <p>←【インターネット安全法第 43 条参照】 個人は、ネットワークプロバイダが法律、行政法規の規定または当事者双方の約定に反してその個人情報を収集、使用していることを発見した場合、ネットワークプロバイダがその個人情報を削除するよう請求する権利を有するものとし、ネットワークプロバイダが収集、保存するその個人情報に間違いのあることを発見したときは、ネットワークプロバイダが訂正を行うよう請求する権利を有する。ネットワークプロバイダは、削除または訂正を行う措置を採らなければならない。</p> <p>←インターネット安全法第 42 条 ネットワークプロバイダは、その収集した個人情報を漏えい、改ざん、毀損してはならず、被収集者の同意を得ずに、個人情報を他人に提供してはならない。ただし、処理を経て特定の個人を識別できず、なおかつ復元できない場合</p>
---	---

<p>②情報取扱いは、技術措置およびその他の必要な措置を採り、その収集、保存した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩、改ざん、紛失を防止しなければならないが、個人情報の漏洩、改ざん、紛失が発生した、または発生するおそれがある場合は、すみやかに救済措置を採り、規定に照らして自然人に通知し、なおかつ関連する主管部門に報告しなければならない。</p> <p>第1039条 国家機関、行政権能〔行政職能〕を負う法定の機構およびその業務要員は、職責を履行する過程において知った自然人のプライバシーおよび個人情報は、秘密保持しなければならない、漏洩または他人に不法に提供してはならない。</p>	<p>はこの限りでない。</p> <p>②ネットワークプロバイダは、技術措置およびその他の必要な措置を採り、その収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩、毀損、紛失を防止しなければならない。個人情報の漏えい、毀損、紛失が発生または発生するおそれのある状況における場合は、直ちに救済措置を採り、規定に照らしてすみやかに利用者へ通知し、なおかつ関連する主管部門に報告しなければならない。</p> <p>←【民法総則第111条参照】 自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。いかなる組織および個人も他人の個人情報を取得する必要がある場合は、法により取得し、なおかつ情報の安全を確保しなければならない、違法に他人の個人情報を収集、利用、加工、伝達してはならず、違法に他人の個人情報を売買、提供または公開してはならない。</p>
---	--

* 本研究は JSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

(2021.1.13 受稿, 2021.3.19 受理)

〔抄 録〕

中華人民共和國民法典が2020年に採択されて2021年1月より施行される。本稿は、中華人民共和國民法典の人格権編の規定と従来に関連規定を対照して訳出し、その改正点を明らかにする資料である。人格権については、日本法ないし日本民法においては、明文の規定がない分野である。中国においても、人格権の分野について、従来、その分野のまとまった法律（単行法）はなく、各種・各レベルの法規範における関連規定があるのみであったが、中国民法典においては、明文の規定を置くことになった。この規定を総則編の中にまとめて規定するのか、「人格権編」として1つの編を設けるのかで争いがあったが、独立した1つの編としてまとめることとなった。また、中国では、憲法において「人権」という用語は規定しているものの、その規定によって、自然法的な意味での人権の実質的な保障がなされうるか、見解が分かれており、例えば、一般の人々の生活においても身近な問題である氏名権〔姓名権〕や命名権の問題等、様々なレベルで「人格権」の運用が注目されている。